

平成29年度

# 事業計画

社会福祉  
法人 別府市社会福祉協議会

# 平成29年度事業計画

## 基本方針

人口減少と共に急速な少子高齢社会の進展や個人の価値観の多様化等に伴い、単身、高齢世帯などが増加する一方、家族や地域社会のつながりや支え合いが弱くなったと指摘されてきました。

平成28年4月に熊本県を中心に別府市をも襲った震災や去る2月5日の別府市楠町火災に対しては、行政機関も勿論、各種関係団体・組織や地域の方々等が被災された方々に対して協働しながら支えている姿を目の当たりにしました。別府市社会福祉協議会としては、多くの反省と共に改めて「地域をつなぐ社会福祉協議会」の在り方を考えさせられることとなりました。

国では「我が事」「丸ごと」の地域づくりとして「地域共生社会」の実現のための社会福祉法の改正を含む法案が国会へ示されております。

別府市では「ひとまもり」「まちまもり」等の地域力強化を始めとする各種事業が平成29年度に行われます。

別府市社会福祉協議会では、景気動向や介護保険関係事業等による収支悪化に伴い経常収支のマイナスが平成25年度から始まり、財政構造は大変厳しい状況にあります。一方で、「地域再生」において社会福祉協議会の果たすべき役割が問われる時期でもあります。

こうした中、平成29年度は別府市と歩調を合わせながら財政健全化と併せて「ひとまもり」「まちまもり」の地域再生のために地域活動の中から地域課題を解決できる方策を提案し実行できる社会福祉協議会を目指していきます。

上記の様な基本方針の下、地域づくりのために市から新たな事業を受託すると共に、以下に示す重点目標を掲げて、関係団体などと連携して計画的な事業展開を図っていきます。

### 重点目標

- 1 地域に理解され、信頼される社協づくりの推進
- 2 住民参加型地域福祉活動の推進と関係機関・団体との連携強化
- 3 社会福祉協議会の基盤強化と財源確保
- 4 新規受託事業の着実な実施
  - ・生活支援体制整備事業
  - ・認知症総合支援事業
- 5 その他各種事業の効率的、適正な運営

## 各事業の個別目標

### 主旨

社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うため、次のような部門を持ち事業体制を確立する。

### 管理部門

#### 管理係

効率的な法人運営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整を行い、市と共同して財政健全化のための予算や事業の進捗状況等を管理。

- 1) 平成29年4月1日から施行される改正社会福祉法による社会福祉協議会の組織・事業体制の見直し。
- 2) 平成26年度に開設したホームページを充実させ、市民の方にわかりやすく、利用しやすいように社協だよりと併せて広報に努める。
- 3) 積極的に研修会に参加し、職員の人材育成及び資質向上に努める。
- 4) 別府市社会福社会館及び別府市北部コミュニティーセンターの施設の運営管理。

## 福祉推進部門

### 福祉推進係

住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉の推進に努める。

#### <日常生活自立支援事業（大分県社協受託事業）>

別府市あんしんサポートセンターは、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等判断能力の不十分な方が地域で安心した日常生活を送るため、支援に向けた相談・情報提供・連絡調整・見守り・金銭管理等の福祉サービス利用援助契約を本人と行い、生活支援員を派遣するとともに、地域や関係機関と協働して契約者の自立生活を支援する。

#### <高齢者福祉事業>

##### <介護支援ボランティア事業(別府市受託事業)>

65歳以上の高齢者の方が、介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントが付与される仕組みで、社会参加を通じた介護予防の推進と協働による地域コミュニティの活性化を図り、生きがい健康づくりに役立てていただくとともに、地域やボランティア活動への参画を奨励する。

##### <生活困窮者自立相談支援事業（別府市受託事業）>

生活困窮者が経済的困窮状態や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の把握、相談窓口の設置、自立支援計画の策定など、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行う。

また、早期発見、早期対応のためのアウトリーチ、多様な福祉課題、生活課題のある人への就労を含むきめ細かな寄り添い型の支援等、役割が十分果たせるよう努める。

##### <フードバンク事業>

食べ物に困っている人や生活に困窮した相談者に対して、フードバンクで備蓄している食品を無償で提供し、社会貢献活動を推進する。

##### <生活支援体制整備事業（別府市受託事業）>

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援等サービスの構築に向けて、「生活支援コーディネーター」を配置する。

#### < 認知症総合支援事業（別府市受託事業） >

認知症になっても安心して暮らしていける地域の体制を構築するため、「介護・医療・地域支援・権利擁護・若年性認知症」の5分野についての包括的な支援を実施していく。「認知症初期集中支援チーム」及び「認知症地域支援推進員」を配置して医療と介護が連携し、従前は介入困難であった認知症の方、認知症を介護している家族の方への支援をする。

#### < 居宅介護支援事業 >

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者の不当に偏することのないように、また保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を行う。

質の高いケアマネジメントを行うよう職員間の情報交換・課題の共有・相談がよりスムーズに図れるよう活性化に努める。

#### < 訪問支援事業 >

介護保険法及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に基づく指定事業、別府市障害者移動支援事業（別府市受託事業）において在宅サービスの提供に努める。

要介護及び要支援認定、障害程度区分を受けた方が、在宅で自立した日常生活を営むことができるように、ホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護等の支援を行う。

本会が実施する訪問介護、居宅介護等の事業において、市民が快適な在宅サービスを送るために、介護保険法及び障害者総合支援法等の適用外のきめ細やかなサービスを利用者からの要望により有償で行う。

### < 共同募金事業 >

大分県共同募金会別府市共同募金委員会事務局として、赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動の活動を行う。

#### 1) 赤い羽根共同募金 (運動期間10月1日～12月31日)

戸別世帯・職場・学校・法人等に働きかけ、広く募金運動を周知し、地域福祉推進への関心を高め、各種団体助成金事業  
友愛訪問事業・在宅高齢者・障がい者助成事業等に活用する。

#### 2) 歳末たすけあい募金 (運動期間12月1日～12月31日)

共同募金運動の一環として募金活動を行い、集められた浄財は、施設、団体への助成する。

### < 貸付事業 >

#### 【生活福祉資金】大分県社協受託事業

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう援助する。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

#### 【臨時特例つなぎ資金】大分県社協受託事業

離職者を支援するための公的給付制度又は、公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援する。

#### 【福祉資金】

緊急的な資金を必要とする低所得者に対し、5万円を上限に貸付を行う。

### < 相談事業 >

弁護士及び元簡易裁判所判事による専門的相談、市民の生活上の悩みごとや心配ごとを持った方々の相談に応じ、個々の相談案件について適切な助言や指導にあたる。

#### < ボランティアセンター事業 >

ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図るため、ボランティアの拡大と活性化を図る。ボランティア活動に関する相談を受け、活動紹介・情報提供及び活動支援を行う。

また、平成28年熊本地震を教訓とし、災害発生時に迅速に機能する災害ボランティアセンターとして運営できる体制づくりと地域づくりに取り組む。

#### < 災害対応 >

県社会福祉協議会や市と連絡を密にしながら災害対応訓練（避難者支援訓練等）や各種研修及び計画づくり（BCP等）等に積極的に参加。

常設型ボランティアセンターの設置についての研究。

#### < 市との協働 >

別府市が平成29年度策定を行う「地域福祉計画」に積極的に参画し、その前段となる「生活課題実態調査」を県・市・県社協と共同して行う。

平成29年度から平成30年度に策定予定の本会の「地域福祉活動計画」にそれらの活動を反映する。

平成28年度に創設した「別府っ子応援基金」の効果的な事業運営のため別府市関係各課等と十分な協議を行い早期に提案する。

#### < その他事業 >

寄付者の意向を確認し、一般寄付・香典返しについては本会活動に有効活用するとともに、市民の善意で送られた車いすについても無料貸出を通じて、引き続き有効に活用する。

また、社協活動をより活発にするため、広報媒体（社協だより・ホームページ）を通じて、賛助会員の加入増強促進に努める。